

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和7年  
2月

## 1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

1月9日に双日食料水産株式会社様を訪問しました。

双日食料水産株式会社

### 【安全衛生活動】

安全衛生活動の中心は、毎朝の朝礼です。工場長、副工場長から、各作業班への業務指示を行う際に、安全上の諸注意が行われています。

また、作業班ごとに安全対策を発表させる等、労働者の自主的な安全対策も強化しています。



### 【工場内の安全管理】

#### ・機械の安全対策

稼働箇所が多く、労働者の手の指等が挟まれる危険のある機械は四方に囲いを設けています。工場内で使用する機械の安全対策です。



### 【熱中症対策】

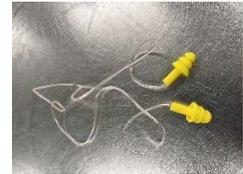
夏場の高温下で仕事をする労働者を対象にスポットクーラーだけではなく、**クールミスト**を設置しています。

少量の水をミストとして、コンプレッサーで空気と一緒に吹き出す構造となっており、対象を直接気化熱で冷却化する方式で、実際に涼しいと労働者からも好評です。



#### ・騒音対策

工場内では加工機械が数多く稼働しています。機械が多く稼働し、騒音の大きい部屋に立ち入る場合には、耳栓の着用を義務づけています。



#### ・転倒防止（清掃方法）

工場の床は、専用の長靴でも魚の脂で滑りやすくなります。デッキブラシで清掃を行うよりも、**高圧洗浄機**で清掃する方が、ぬめりが取れ床が綺麗になります。工場内の転倒防止に努めています。



スポットクーラーと違い場所をとらないこと、排気熱が無いこと、スプレー本体はクリップ止めなので気軽に設置場所の変更も容易です。



### 【冬期転倒防止対策】

滅多に雪の積もらない工場の敷地ですが、降雪時に備えて融雪剤の準備をしています。毎年、冬になる前に備蓄の状況を確認しています。事前の備えは重要です。



#### ・整理整頓

労働災害の防止の基本は、整理整頓になります。工場内だけではなく、倉庫内の資材もしっかりと整理整頓されています。資材は搬入、搬出が繰り返されるため、常時このように綺麗に整理するのは工場長の指導の成果です。



## 2 労働災害発生状況

### 【令和6年12月末現在（前年同期と比較して11件（14.9%）の増加）】

休業4日以上労働災害 85件（前年同期74件）（新型コロナウイルス感染症に関する労働災害を除く）  
死亡災害 1件（同0件）

### 【12月届出の災害事例】

木材の伐木現場内の作業道で木材の運搬中に、作業道の路肩から重機ごと転落し、労働者が車外に投げ出され骨折、打撲を負った。一山残し、ポールの設置等、路肩からの転落防止を徹底し、重機の運転時は必ずシートベルトを着用させましょう。

### 3 岩手県の特定（産業別）最低賃金が改定されます。

#### 岩手県の特定(産業別)最低賃金

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。  
※適用となる産業については、裏面を参照してください。
- なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
  - (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

産業名	時間額	効力発生日	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	1,008 円	令和7年 1月22日	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	985 円	令和7年 1月22日	(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り 若しくは検品の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	975 円	令和7年 1月22日	(イ) ①手作業による包装又は袋詰め ②手作業により又は手工具若しくは小型動 力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、 巻線又はバリ取りの業務
自動車小売業	1,004 円	令和7年 1月22日	
各種商品小売業	952 円	平成28年12月11日767円。岩手県最低賃金を下回 っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	
百貨店、総合スーパー	952 円	平成30年12月28日800円。岩手県最低賃金を下回 っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	

### 4 2月は「化学物質管理強調月間」です。

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび、「化学物質管理強調月間（2月1日～28日）」を創設いたしました。

各職場においては、化学物質管理活動の定着に向けて、この期間に『化学物質管理』に関する集中的な取組（点検・措置・意識高揚活動等）を行いましょう。

